〔解 説〕

1)適切である

障害基礎年金の受給者などの法定免除者は、<u>国民年金保険料を納付する旨の申出をすることができますが、この場合は、申出があった期間については法定免除者には該当しないこととなるため、国民年金基金に加入することができます。なお、国民年金の保険料の納付を免除または猶予されている者は、原則として国民年金基金に加入することはできませんが、ここで言う保険料の納付を免除されている者に産前産後期間の国民年金の保険料を免除されている者は含まれないため、産前産後期間の国民年金の保険料を免除されている者は国民年金基金に加入することができます。</u>

2) 不適切である。

国民年金基金では、翌年3月まで(今年度分)の掛金を前納することができますが、<u>割引</u>を受けられるのは、4月から翌年3月までの1年分の掛金を前納した場合に限られます。

3)不適切である。

国民年金基金には、老齢、遺族に関する給付はありますが、<u>障害に関する給付はありませ</u>ん。また、老齢給付は年金で支給されますが、遺族給付は一時金で支給されます。

4)不適切である。

確定年金の支給期間は<u>5年、10年、15年の3種類</u>です。なお、10年の確定年金と15年の確定年金の支給開始年齢は、60歳と65歳の2種類がありますが、5年の確定年金の支給開始年齢は60歳の1種類です。

国民年金基金に関する問題は DC プランナーの試験で頻繁に出題されています。「加入対象者」「掛金」「給付」など項目ごとに知識の整理をしておきましょう。他の制度と比較しながら行うと理解が深まります。